

2) 専門医資格維持施行細則 *1

(2003 年度制定 2004 年 4 月, 2005 年 4 月, 2006 年 4 月
2009 年 4 月一部改定, 2011 年 7 月一部改定, 2012 年 4 月一部改定
2014 年 4 月一部改定, 2016 年 4 月一部改定, 2017 年 4 月一部改定
2018 年 4 月一部改定, 2020 年 8 月一部改定, 2021 年 4 月一部改定
2025 年 4 月一部改定)

「機構認定専門医への移行ならびに資格維持」

機構認定専門医への移行ならびに専門医の資格維持については、機構が定める「専門医制度新整備指針」に則る。

「学会認定専門医の資格維持及び更新」

日本リウマチ学会認定専門医としての資格を維持するには、一般社団法人日本リウマチ学会会員であり、専門医制度規則第 6 条第 2 項に示す有効期間の 5 年間に、総単位数として 50 単位以上を取得し、更新時にリウマチ性疾患 20 症例以上（関節リウマチ/若年性特発性関節炎 10 症例以上を含む）の診療実績を所定の症例報告書（別紙書式第 1 号）により提出しなければならない。なお、認定を受けてから有効期間（5 年）経過後も取得した単位数が所定の 50 単位に満たないときの取り扱いは次による。

1. 認定更新の保留を申し出て、翌年度に再申請することができる。保留期間は 1 年とし保留期間中は専門医を呼称することはできない。（この間は「専門医」ではない。）
保留期間の 1 年が経過した後も、なお 50 単位が取得できない場合は専門医の資格を喪失する。
なお、資格喪失後、再度専門医になるためには、専門医資格認定試験を改めて受験し、合格しなければならない。
2. 大学院進学、海外留学、病気、出産、育児および介護等で単位の履修ができない特別の事情がある場合は、それを証明する書面を添えて認定更新の有効期間（5 年）の延長を申請することができる。
延長期間は最長 5 年までとする。（認められた場合は、この間は「専門医」とする。）
延長後の更新は、前号に準じて行う。

「診療実績」

所定のリウマチ性疾患 20 症例以上の報告には、次の症例を含むこと。

1. 関節リウマチ/若年性特発性関節炎の症例 10 例を含み、5 例以上はメトトレキサートで治療した症例とする。
2. 関節リウマチ以外の全身性結合組織病（膠原病）を含むリウマチ性疾患 3 例を含む。
3. リウマチ性疾患治療薬のリスクマネージメント（研修カリキュラム目標 2 (4)「リウマチ性疾患の治療」参照）を経験した症例 1 例を含む。
4. 整形外科的コンサルテーション、リハビリテーション、生活指導、周産期、移行期医

療、在宅ケア（研修カリキュラム目標 2（4）「リウマチ性疾患の治療」参照）を要した症例 1 例を含む。

患者個人情報に十分に留意する。

「症例免除」

連続して 3 回以上更新を経たりウマチ専門医は、申請により承認されれば本学会が定める診療実績の証明を更新要件から免除される。

「研修単位」

5 年間で合計 50 単位以上を取得する。必修研修項目については、規定の単位数を必ず取得しなければならない。

1. 日本リウマチ学会・学術集会（支部学術集会を含む）および関連学会への出席

- 1) 日本リウマチ学会学術集会（10 単位/回）〔必須研修項目、10 単位以上〕
- 2) アニュアルコースレクチャー（7 単位/回）（中央研修会、東京・大阪大会含む）
- 3) 日本リウマチ学会支部学術集会（5 単位/回）
- 4) 日本医学会総会（5 単位/回）
- 5) 日本リウマチ学会が認定した関連学会*（3 単位/回）

#1 関連学会（*は日本医学会分科会の加盟学会を示す）

日本内科学会*、日本整形外科学会*、日本小児科学会*、日本皮膚科学会*、
日本アレルギー学会*、日本リハビリテーション医学会*、日本温泉気喉物理
医学会*、日本免疫学会*、日本超音波医学会、日本炎症・再生医学会、日本
臨床免疫学会、日本関節病学会、日本痛風・尿酸核酸学会、日本結合組織学
会、日本臨床リウマチ学会、日本軟骨代謝学会、日本小児リウマチ学会、日
本骨代謝学会*、日本骨粗鬆症学会*、日本脊椎関節炎学会

#2 国際関連学会

APLAR、EULAR、ILAR、PANLAR（ACR）、EAGOR

2. リウマチ学に関する業績

- 1) Modern Rheumatology
〔筆頭著者〕（7 単位/編）
〔共著者〕（3 単位/編）
その他の学術論文
〔筆頭著者〕（5 単位/編）
〔共著者〕（3 単位/編）

2) 日本リウマチ学会学術集会および同支部学術集会 学会発表

〔筆頭演者〕（5 単位/題）

3. 国際化推進プログラムへの出席

1) 日本リウマチ学会が主催した英語教育プログラムでの発表

〔筆頭演者〕（2 単位/題）

2) 日本リウマチ学会が主催した英語教育プログラムへの出席

（1 単位/回、最大 1 単位/1 日）

4. 日本リウマチ学会が認定した教育研修会・講演会への出席
(1 単位/時間・最大 3 単位/1 日とする)
5. 日本リウマチ学会、及び日本内科学会、日本整形外科学会等の基本領域学会が主催または認定した医療安全・医療事故・医事法制・医療倫理・感染対策に関する教育研修会・講演会への出席（医師会及び本学会教育施設主催の講演会を含む）（1 単位/時間）
[必修研修項目, 1 単位以上]
6. 日本医師会生涯教育研修会への出席
(1 単位/回)
7. 教育研修（講演）会の単位認定申請について
教育研修会または講演会を主催するものが日本リウマチ学会の単位認定を希望するときは、開催 3 ヶ月前までに一般社団法人日本リウマチ学会専門医制度委員会に専用書式で申込み単位数の決定を受けなければならない。（書式は別に示す）

「認定日」

認定日は 4 月 1 日とする。

「更新料」

更新料は別に定める。

附則

この改定細則は、2004 年 4 月 16 日から実施する。

附則（2005 年 4 月 19 日）

- 1 この改定細則は、2005 年度定時社員総会で承認を受け 2005 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、2006 年 3 月 1 日から適用する。但し、2006 年 2 月末までに 65 歳に達した者は、2005 年 3 月 1 日以後の第 1 回目の更新までは、研修単位の取得を免除する。（第 2 回目の更新から研修単位の取得を要する。）

附則（2006 年 4 月 25 日）

- 1 この改定細則は、2006 年度定時社員総会で承認を受け 2006 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 2005 年 4 月附則第 2 項による 2006 年 3 月 1 日適用日以降の第 1 回目の更新日までに満 65 歳に達する者については、その第一回目の更新については、資格維持申請書の提出及び更新料のみで専門医の資格を更新することができる。
- 3 社）日本リウマチ学会が「共催」または「認定」した研修会・講演会への出席による受講証明は、受益者負担として 1 単位 1000 円を徴収する。

注記：

研修単位第 5 項「ただし、日本リウマチ財団主催の教育研修会は学会認定教育研修会とする。」を削除した。今後はリウマチ学会・リウマチ財団に申請が必要となる。

（2006 年 5 月 1 日以降）

附則（2009年4月23日）

「一般社団法人」に名称変更

附則（2011年7月18日）

この改定施行細則は、2011年度定時社員総会で承認を受け同年7月18日から施行し、2015年度（2016年3月1日）更新者から適用する。

附則（2012年4月26日）

この改定細則は、2012年度定時社員総会で承認を受け2012年4月26日から施行する。

附則（2014年4月24日）

この改定細則は2014年度社員総会で承認を受け2015年度（2015年3月1日）から施行する。

注記：

国際シンポジウムによる研修単位を削除した。（2015年3月1日以降）

附則（2016年4月21日）

この改定細則は2016年度社員総会で承認を得て2016年度専門医更新者から適用する。

附則（2017年4月20日）

この細則の改定は、2017年度定時社員総会で承認を受け、同日から施行する。

附則（2018年4月26日）

この細則の改定は、2018年度定時社員総会で承認を受け、同日から施行する。ただし、「症例免除」の改定に限っては2020年度更新者（認定期間が2021年3月1日～2026年2月28日の者）から適用する。

附則（2020年8月4日）

この細則の改定は、2020年度定時社員総会で承認を受け、同日から施行する。

附則（2021年4月26日）

この細則の改定は、2021年度定時社員総会で承認を受け、同日から施行する。

附則（2025年4月24日）

- 1 この細則はの改訂は、2025年度定時社員総会で承認を受け、2025年度認定者から適用する。
- 2 認定期日が2月末日となっている更新者については、同年3月末日を認定期日とする。